

環境影響評価調査計画書審査意見書

「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）
について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号。以下
「条例」という。）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京二十三区清掃一部事務組合

管理者：山崎 孝明

所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：世田谷清掃工場建替事業

種 類：廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の所在地

所在地：東京都世田谷区大蔵一丁目 1 番 1 号

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

ごみ収集車両等の走行による影響については、施設規模の増加に伴いごみ収集車両台数の増加も見込まれることから、ごみ収集地域、収集量等処理計画を詳細に検討し、関連車両台数の設定及び主要走行経路における予測・評価を行うこと。

【悪臭】

施設の稼働に伴う悪臭の予測に当たっては、本事業による悪臭防止対策を基に類似事例等を参照する方法によるとしていることから、参照する事例等の本事業との類似性を明らかにした上で予測・評価すること。

【騒音・振動】

本事業では、施設規模及びごみ処理方式の大きな変更が計画され、設備機器の能力、配置等が既存施設と異なることが想定されることから、予測条件の設定においては設備計画等を詳細に検討し、施設の稼働に伴う騒音・振動の予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

施設の稼働に伴う廃棄物の予測では、発生する廃棄物の種類、量、処理方式等を検討し、類似事例に基づき予測するとしているが、本事業では、施設規模及びごみ処理方式が既存施設と大きく異なる計画であることから、予測に用いる事例の本事業との類似性を明らかにした上で予測・評価すること。

【温室効果ガス】

本事業では、施設規模、ごみ処理方式が既存施設と異なる計画であることから、施設の稼働に伴うエネルギー使用量、ごみ焼却量について計画内容に合わせた設定根拠を示し、温室効果ガス排出量を予測すること。また、廃熱利用による発電では、

設定した発電量のエネルギー収支を明らかにした上で温室効果ガス削減量を予測し、その妥当性を評価すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。